

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・東川環境課長、上村補佐、山口係長、浜崎係長
- ・中村農水商工課長、上村補佐、清水係長
- ・中山建設課長、吉川補佐、舟橋補佐
- ・中井定期船課長、矢田副参事、野呂補佐
- ・小竹教育長、世古総務課長、榎生涯学習課長、中村補佐、田畑補佐、村田係長、大矢係長

○職務のために出席した事務局職員

書記 中山 真緒

(午前10時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

本委員会に付託された案件は、議案第36号、鳥羽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第37号、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第38号、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について、議案第39号、鳥羽市農業委員会の委員等に関する条例の一部改正について、議案第40号、鳥羽市都市公園条例及び鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、議案第46号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館他5施設）、議案第47号、指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）、議案第52号、鳥羽市道路線の認定及び変更についての議案9件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第36号、鳥羽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第37号、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、一括して担当課長の説明を求めます。

環境課長。

○東川環境課長 環境課、東川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号から説明をさせていただきます。

議案書の15ページ、16ページになります。新旧対照表のほうは18ページをごらんいただきたいと思っております。

鳥羽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてということでもありますけれども、提案理由といたしましては、鳥羽市答志島清掃センターの供用廃止に伴い、廃棄物処理の手数料について所要の改正をしたいということで、本提案となっております。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思うんですけれども、現行条例では、廃棄物の処理に係る手数料として、第15条において、第1項第1号で動物の死体の条項がございます。これについては、今後起こり得ないということがありますので、そこを削除していきたいということでございます。そのことによって、条文のほうの整理をするという形で、現在、第1項第2号の一般廃棄物というところを、新のほうでは、1号において市が収集、運搬及び処分するごみ等ということで整理をさせていただいて、2号で旧のほうのイに当たる部分を上げさせていただいたということでございます。

中身については、その動物の死体の部分を削除した部分だけで、ほかの部分は内容的には変わっておりません。

これが議案第36号でございます。

続きまして、議案第37号のほうの説明をさせていただきます。

提案理由としては、同じく答志島清掃センターの供用廃止に伴うものでございますけれども、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで、こちらのほうも、新旧対照表の19ページをごらんいただきたいと思いますが、条例第3条において答志島清掃センターの項がございますので、供用廃

止に伴いまして、鳥羽市答志島清掃センターの項を削るということでございます。

それに合わせて、休業日について第7条において規定しておりますけれども、これについて、営業している時点での内容になっておりますので、これについて、現状に即した対応をしたいということで、市の休業日と合わせるような形で休業日のほうの整理をするということで、第7条において、施設の休業日は次のとおりとするということで、1号で日曜日及び土曜日、2号で国民の祝日に関する法律に規定する休日、第3号で12月29日から翌年1月3日までというふうに改めさせていただきます。

議案第36号、第37号は以上でございます。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第36号及び議案第37号についてご質問はございませんか。ないですか、よろしいんですか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて、議案第38号、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

環境課長。

○東川環境課長 引き続き、議案第38号について、環境課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

議案書のほうは19ページ、20ページになります。新旧対照表は20ページになります。よろしくお願いたします。

議案第38号は、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正についてということでございます。

提案理由といたしましては、本条例に基づく開発行為の届け出に関し、国もしくは地方公共団体が行う行為、または他の法令等に基づき許可、届け出、または調整等がなされた行為に係る届け出の省略に関する規定を定めたいということでございます。

それでは、こちら新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、開発行為の届け出ということで、第41条になっておりますが、こちらのほうで、まずその第1項において、自然景観及び緑地並びに水源確保のため必要な山林の確保に影響を及ぼすおそれのある地域という文言がございます。その「地域」について、第2項で前項の地域はこれこれこういう都市計画用途区域外にある地域とするというふうに定めておりますけれども、こちらのほうをもう第1項に包括をする形で、地域の定義を、第1項において新旧対照表にございますように、括弧書きで、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域外にある地域をいうというふうに規定をさせていただきました。

それに合わせて、第2項のほうは次のように改めさせていただいております。国もしくは地方公共団体が行う行為、または規則で定めるものについては、前項の規定による届け出を省略することができるということで、開発行為の届け出につきまして、事前に配付させていただいております例規案の概要というのがあると思っておりますけれども、これデータでお渡ししておりますけれども、その例規案の概要の3番に、具体的にその新条例の41条第2項に規定する規則で定めるものについて、4点例示させていただいております。

まず一つは、都市計画法第29条第1項または第2項の許可を要するもの、それと、二つ目が、三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項の確認を要するもの、それと、3点目が、鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の許可を要するもののうち、面積が3,000平方メートル以上の

もの、4点目としまして、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例第3条第1項に該当し、同条例第7条第1項の調整を要するものということで、この4点がございます。

この4点について、鳥羽市にその事業者さんが、同様の届け出なり書類を重ねて出すことを省略できるような規定を設けたいということで、今回の改正に至ったものでございます。

今回、昨年3月27日に施行された再生可能エネルギーの関係の条例とこの鳥羽市民の環境と自然を守る条例の内容について、整合性を含めて見直しを行ってきた中で、今回この4点については、届け出の書類の提出の省略をできるように改正をしたいという内容でございます。

第43条においては、その省略をする関係で、市長が緑地等の確保のため必要があると認めるときは、第41条の規定による届け出をした者という中に、これは届け出を省略したものを含むという文言を入れさせていただいたということでございます。

第2項については、文言の整理だけでございますので、説明としては以上ということになります。よろしくお願いをいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第38号についてご質疑ございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 先ほどの条例は、これは国とか県とかからこういうふうに変えなさいよということでの指導とか指摘とかはあって、今回改正するというふうなことです。その辺の経緯みたいなのをちょっとお聞かせください。

○尾崎 幹委員長 環境課長。

○東川環境課長 先ほど少し触れさせていただいたように、昨年3月に再生可能エネルギーの関係の条例を制定させていただいた。それについて、いろいろ運用をしていく中で、鳥羽市民の環境と自然を守る条例との整合性も含めて見直しをしてきた。それと、もう一つは、自然保護協定の事務というのが、現在建設課のほうで担当を事務分掌上しております。それを、この平成31年4月からは、この鳥羽市民の環境と自然を守る条例の所管と同じ環境課のほうで受け持つということで市の中で決定をしたということと合わせて見直す中で、今回4月以降は、このように届け出の省略をできるようにしようという経緯になったものであって、国からの指導とか助言とか、そういった形のものではなく、条例間の整合を見直す中で今回派生したものだということに捉えていただきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 よくわかりました。国・県ではなしに、鳥羽市の中の条例の整合性を保つために改正をされたということなんですけれども、この改正によって、特別例えば開発業者とかいろんな業者が届け出を加わるとかというふうな、そういうことはないんですよね。逆に少なくなるというか、届け出が少なくなるというふうに解釈してよろしいんですかね。

○尾崎 幹委員長 環境課長。

○東川環境課長 世古委員ご指摘のとおりでございます。事業者側の事務の簡略化を図りたいということでございます。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

ちよっとかわって。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 委員長交代します。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 省略することによって、やっぱり職員も皆これ簡素化やと思うんさな。簡素化の流れの中で、今後もしこの簡素化によって障害が起こった、その問題までは一遍考えたときあります。

○河村 孝副委員長 環境課長。

○東川環境課長 省略することによって、この鳥羽市民の環境と自然を守る条例の第41条の関係においては届け出の省略はできますけれども、それぞれ先ほど例示した4点の中で届け出を行いますので、特に委員長がご心配いただいているようなことはないかと思えます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、建設課の自然保護の観点からそちらへ移るわけやで、その中で、今まで簡単に言えば二重チェックが行われておったように思うんやけれども、それが簡素化によって一本化するということによって、環境課の負担というのはほとんどなし、事務的には減るという考え方を持つんですけれども。

○河村 孝副委員長 山口係長。

○山口係長 実際こういう届け出関連は、関係各課に全部決裁回っている状態です。これからも建設課に通さないというわけではないです。ですので、各課しっかり関係課を回していくものですから、実情は変わらないというふうに考えております。

以上です。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、やっぱり自然保護の観点から、環境だけじゃなしに、専門職の部分が入ってくると思うんさ。それにはやっぱり十分に気をつけてそれをやっていたかな、今まで守られておったものが簡素化によって緩和されてしまうという問題が、それでは簡素化で済んでいくんやったらええけれども、そこに問題が発生したときに、仕事量があんたらにふえるということだけは考えて前に進んで。

以上です。

○河村 孝副委員長 交代します。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて、議案第39号、鳥羽市農業委員会の委員等に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○中村農水商工課長 農水商工課、中村です。よろしく申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。新旧対照表は21ページでございます。

議案第39号、鳥羽市農業委員会の委員等に関する条例の一部改正について。

鳥羽市農業委員会の委員等に関する条例の一部改正する条例を次のように定めます。

提案理由としまして、農家数や耕地面積の減少に伴い、農業委員の定数を減員したく、本提案とするものです。

議案書の22ページをお願いします。

第2条中、14人を12人に改めます。

少し補足説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律の改正によりまして、平成28年から、公選制から、市長が議会の同意を得て任命することになっております。28年7月20日から定数14名として3年間運用してまいりましたが、この間の農家数や耕地面積の減少に伴い2名減員とし、定数を12名としたく、提案するものでございます。

また、本市農業委員会の任期は、本年7月19日に満了を迎えますので、次期任期の始まる7月20日から施行するものでございます。

なお、本改正案につきましては、農業委員会の総意であることを申し添えます。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第39号によるご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員を入れかえ……すみません、申しわけない、ご質疑はございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 提案理由で、農家数とか耕地面積の減少に伴いということではしておりますけれども、農業委員会への審査の項目数の移り変わりというふうな、もちろん農家とかいうのも、耕地面積は少なくなったんですけれども、農業委員会はやっぱり農地転用とかの審査をする機関ですので、その辺の移り変わりの減少数というか、そんなはどういうふうな状況になっているか、ちょっとお答えください。

○尾崎 幹委員長 清水さん。

○清水係長 審査の数なんですけれども、毎年30件程度で、ほぼ横ばいでございます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 年間に30件ということですね。

○清水係長 はい。

○世古安秀委員 なかなか農地を宅地にしたり、農地を雑地にしたりという、そういう開発行為に対してのやつがそんなに変わらへんということなんですけれども、やっぱり今からはまたふえてくる可能性もあるかと思うんですけれども、少ない人数で14人が2人減らしても十分に審査はできるという判断での提案と思っておりますけれども、なった人たちはもうしっかりと十分に審議をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

中世古委員。

○中世古 泉委員 これ耕地面積が減少したと言いますが、正確にはどれぐらいで、今の現在何%ぐらいとか、数字をちょっと提示していただきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 課長。

○中村農水商工課長 鳥羽市は水稲が中心でして、一番確実に出てくる数字というのが水稲共済の面積でございます。27年度で申しますと163ヘクタール、30年度で127ヘクタール、22%の減でございます。農家数につきましては、27年度で402件、30年度で310件、ともに22%の減となっております。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 これだけ私も町内、市内見ても減少というのはわかりますけれども、改めて数字を聞くことによって、減少の数という正確な数がわかることで、改めて今後のことをもっと真剣に考えていく必要があるかと思うので、また農業委員の方には、以後こういうことに関して、またもっとしっかりした取り組みをお願いしたいように思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 農業委員さんはしっかりとやっておると思いますので。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員を入れかえるため、暫時休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第40号、鳥羽市都市公園条例及び鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○複生涯学習課長 教育委員会生涯学習課の榎です。よろしくお願いします。

議案第40号、鳥羽市都市公園条例及び鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提出議案書の23ページをお願いします。

提案理由といたしましては、鳥羽市民体育館を快適な都市施設として再整備するに当たり、都市公園における運動施設に加えるとともに、その管理について整理したく本提案するもので、関連する鳥羽市都市公園条例と鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の二つの条例について、それぞれ一部改正するものでございます。

議案書24ページをごらんください。新旧対照表は22ページ、23ページをお願いいたします。

改正内容といたしましては、鳥羽市都市公園条例につきまして、まず1条目に記載されておりますが、鳥羽

市都市公園条例の一部を次のように改正するものです。本文中、第10条の第2項中に、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例という言葉から、「設置及び」を削りまして、鳥羽市運動施設の管理に関する条例に改めます。また、別表第1、鳥羽市中央公園野球場の項の前に、鳥羽市民体育館、鳥羽市大明東町4番8号を加えるものです。

また、もう一つの条例、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例につきましても、2条中に記載させてもらっておりますが、鳥羽市運動公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正いたします。題名から「設置及び」を削りまして、鳥羽市運動施設の管理に関する条例に改めるものです。また、本文の趣旨の第1条につきましても「設置及び」を削るものです。

施行の期日は、平成31年4月1日からの施行としております。

この条例改正に当たりまして、これまで中央公園にある六つの運動施設のうち、体育館につきましては、中央公園の最初の運動施設として1972年に建設されましたが、教育委員会が所管する財産として、他の野球場や市営プールとは別の管理をしてきている状況でございました。このたび、体育館の再整備を進めるに当たりまして、中央公園にある運動施設の位置づけを鳥羽市都市公園条例に定め、その運営の管理のほうを鳥羽市運動施設の管理に関する条例という形で整理したいということで提案するものです。これらの改正により、中央公園の六つの運動施設の維持と管理運営について整理し、建設課と教育委員会が連携した取り組みをさらに進めていきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第40号についてご質疑はございませんか。

世古委員、大丈夫ですか。中世古委員は。

河村委員。

○河村 孝委員 体育館を加えるというところで現行に合わせてもらうと、よりよいものになるように条例を改正してもらうというところはわかるんだけど、その「設置及び」というところを削った理由をもう少し詳しく教えてもらったらなど。「設置」という部分を削る部分について。

○尾崎 幹委員長 課長。

○榎生涯学習課長 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の所管課は、教育委員会生涯学習課となっております。これまで体育館の整備等については、教育委員会の予算から予算を要求させていただきまして、いろいろ執行してきたわけです。プールとか野球場、こちらのほうは都市施設としてこれまで建設課のほうで予算計上をして整備してきたという、同じ敷地内にある運動施設でありながら、設置とその管理運営の部分がちょっと交差している部分がありましたので、今回それを整理させていただくのにこの条例を提案させてもらっているところです。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 じゃ、現行に合わせる形で条例を整えたという解釈でよろしいですか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○榎生涯学習課長 この条例に合わせて、整備等の所管課と、それから運営していく所管課、こちらを整理した

いということで、これで整理できると思っております。

○河村 孝委員 以上です。

○尾崎 幹委員長 ちょっとかわって。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 委員長交代します。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ほとんど名前だけがかわることやと思うけれども、やっぱり管理というものが重大になってくるといふところ辺を、職員さんの負担はどう、全然。

○河村 孝副委員長 生涯学習課長。

○榎生涯学習課長 負担の部分でいきますと、これまでやっぱり改修とか工事部分につきましては、建設課のほうにいろいろと相談をさせてもらいながら、技術的なことを聞いた上で説明をさせてもらっていたんですけども、その辺のところは専門のほうで工事とか改修のほうは検討していただけるし、管理運営につきましては、また後の議案で出てくるんですけども、指定管理でそれぞれの運営という形で教育委員会のほうが受け持つということで、負担感というのは、これまでよりは逆に軽減されるようになるというふうを考えております。

○尾崎 幹委員 かわります。

○河村 孝副委員長 交代します。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて、議案第42号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○中井定期船課長 おはようございます。定期船課、中井です。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の27ページをお願いします。

議案第42号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に鑑み、障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減並びに自立の促進を図るため、運賃割引の適用範囲を拡大したく、本提案とするものでございます。

主な改正内容ですが、現在の障がい者割引は、身体障がい者及び知的障がい者の方々を対象としておりましたが、その対象を発達障がいを含む知的障がい者の方々にまで拡大するものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っておりますので、対照表の25ページをお願いします。

定期航路運航条例別表第1、旅客運賃及び割引料金の(5)特別乗船券の部分の改正となります。第1項は、新旧対照表では略となっておりますが、ここには身体障がい者及び知的障がい者の割引が既に定められております。現行の第2項は優待乗船券が定められておりますが、この第2項を第3項として、第2項として新たに発達障がいを含む知的障がい者の方の割引を定めることとなります。第2項、アは普通乗船券について、イは

回数乗船券について、ウは定期乗船券について、手帳をお持ちのご本人とつき添われる介護者に適用されるおのおの割引率を示しております。

事前に配付させていただきました資料をごらんいただけますか。

現行の第1項と、新たに加える第2項の文言を表にあらわしたものになります。割引率に関しましては、お持ちいただいている手帳の種別、障がいの区分と異なる部分がありますが、現行の障がい者割引と同様となります。なお、手帳をお持ちのご本人が小学生以下の場合もとから普通乗船券の5割となりますので、重ねて割引することはございません。これも従来からの適用と変わりはありません。

この条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第42号についてご質疑はございませんか。ございませんか。

もっとしてやるほうがええん違う、つき添いなんかは。つき添いはと思いながら。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて、議案第46号、指定管理者の指定について(鳥羽市民体育館他5施設)、議案第47号、指定管理者の指定について(答志コミュニティアリーナ)、一括して担当課長の説明を求めます。

課長。

○榎生涯学習課長 まず、議案第46号、指定管理者の指定について(鳥羽市民体育館他5施設)のご説明をさせていただきます。

提出議案書の41ページをお願いいたします。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者を指定したく、提案するものです。

管理を行わせる公の施設の名称は、鳥羽市民体育館、鳥羽中央公園野球場、同相撲場、同庭球場、同多目的グラウンド、同水泳プールの6施設です。

指定管理者は、鳥羽市大明東町8番2号、公益財団法人、鳥羽市武道振興会会長、小竹 篤。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

鳥羽市民体育館を初め、中央公園の各運動施設の指定管理者の指定につきましては、平成19年度より公益財団法人、鳥羽市武道振興会に管理運営をお願いしてまいりましたが、本年末をもちまして協定期間が満了いたします。次の3年間の指定管理につきまして、引き続き承認をいただきたく、ご提案させていただきます。

以上、説明といたします。

すみません、続きまして、提出議案書42ページのほうをお願いいたします。

同じく答志コミュニティアリーナの指定管理について、管理を行わせる公の施設の名称が、答志コミュニティアリーナ、指定管理者は、鳥羽市答志町943番地、島の旅社推進協議会、指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

答志コミュニティアリーナの指定管理者の指定につきましては、平成24年度より島の旅社推進協議会に管理運営をお願いしてまいりましたが、本年度末をもちまして協定期間が満了します。次の3年間の指定管理につきまして、引き続き承認をいただきたく、ご提案させていただきます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第42号についてご質疑はございませんか。

(「46」の声あり)

○尾崎 幹委員長 すみません、すみません、ごめん。

ないようですので、……

(「議案第46号」の声あり)

○尾崎 幹委員長 46、これか。すみません、どうも。

議案第46号及び議案第47号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて、議案第52号、鳥羽市道路線の認定及び変更について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○中山建設課長 建設課です。よろしく申し上げます。

議案書は変わりがして、3月7日提出の議案書の1ページをお願いします。

議案第52号、鳥羽市道路線の認定及び変更についてです。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を認定及び変更するため、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由としましては、鳥羽河内ダム事業の実施による工事用道路のルート変更及び鳥羽河内川の河川改修並びに寄附による安楽島地区の私道の移管に伴い、市道の路線の認定及び変更をたく、本提案とするものでございます。

議案書と添付の図面及び提出させていただいた資料で説明をさせていただきます。

まず、1の認定する路線ですが、まず提出させていただいたA3サイズの鳥羽河内ダム工事用道路ルート、カラー刷りのA3の図面をごらんください。

昨年の予算委員会におきまして、鳥羽河内川沿いに設置する工事用道路について、国の環境部会より、河畔の環境破壊となるとの指摘を受け、工事用道路のルートの見直しを行うことを説明させていただいておりますが、約1年をかけて国の環境部会や地元町内会と調整を行ってきた結果、図面を見ていただいて、左側の国道167号から加茂中学校前を通り、河内公民館横の小田橋までの区間、ここは変更はありませんが、当初は青色で小田橋で左岸から対岸の河内公民館側の右岸に渡り、右岸を川の上流に向かって第二伊勢道路の先まで行くルートとなっておりますが、これを今回見直しをさせていただいて、見直しされたルートは、赤色の小田橋で対岸に渡らずに、鳥羽河内川左岸をそのまま上流に向かい、河内神社前で右岸に渡り、最終的には、一部市道計画の水色を経由して、出ノ河原橋にて左岸に戻り、現道を拡幅して川の上流に向かって第二伊勢道路の

先まで行き、今度は現道から左に入り、右岸に渡る赤色のルートに変更となりました。

河内ダム工事用道路にかかわる認定する路線につきましては、この内容に合わせた認定をお願いするものです。

全体の場所は、提出議案書の位置図を確認いただき、詳細はその都度、その後ろにアルファベット名をつけた図面がありますので、その図面でご確認をお願いします。

まず最初の路線は、河内ダム工事用道路の関係の路線です。図面のA図面をご確認ください。

路線名が、杉ヶ瀬北山線支線1号、起点が、鳥羽市河内町字西ノ谷583番地先、終点が、鳥羽市河内町字池田560番1地先、延長が433.4メートルでございます。先ほど説明をさせていただきました河内神社前で右岸に渡り、出ノ河原橋にて左岸に渡る路線となります。

次も河内ダム工事用道路の関係の路線です。図面のBをごらんください。

路線名が、杉ヶ瀬北山線支線2号、起点、鳥羽市河内町七村473番1地先、終点が、鳥羽市河内町字社神940番地先、延長は407.7メートルでございます。先ほどの説明の第二伊勢道路先で、現道の左に入るところから右岸に渡るまでの路線となります。

次は、工事用道路に関連した河川改修に合わせ、岩倉町から要望のありました路線となります。

図面のCをお願いします。

路線名が、里地線支線、起点が、鳥羽市岩倉町字田城327番1地先、終点が、鳥羽市安楽島町字西ノ垣外97番地先、延長が76.5メートルでございます。岩倉町の鳥羽河内川右岸の岩鼻と言われる箇所、三重県設置の河川管理道路を利用して、既存の市道が狭いことから、迂回路となる路線を新設するものです。

次は、2の変更する路線となります。

まずは、河内ダム工事用道路の関連の路線です。

図面のDとEをあわせてごらんください。

路線名が、寺街道線、現行の起点、鳥羽市河内町字上ノ寺街道760番地先、終点が、鳥羽市河内町字上ノ寺街道702番地先の延長が364.1メートルを、路線名はそのまま寺街道線で、起点は同じで、終点を鳥羽市河内町字向井街道616番1地先に変更、延長を749.7メートルに変更するもので、先ほど説明をさせていただきました河内公民館横の小田橋のあと、小田橋と下流の小野田橋の間の既存の寺街道線を上流の河内神社前まで延長する路線となります。

次の延長する路線は、宿泊施設の閉鎖を受け、土地の寄附を受けて市道間をつなぐ路線です。

図面はFとGをあわせてごらんください。

路線名が、安楽島リゾート8号線、現行の起点は、鳥羽市安楽島町字腰掛1075番115地先、終点が、鳥羽市安楽島町字腰掛1075番118地先で、延長が743.6メートルを、路線名はそのまま安楽島リゾート8号線で、起点も同じですが、終点を鳥羽市安楽島町字腰掛1045番67地先に、延長を1,163.6メートルに変更するもので、安楽島リゾート8号線と安楽島リゾート1号線が閉鎖されたホテルの駐車場で接続されていたため、安楽島リゾート8号線を安楽島リゾート1号線に延長するものです。

以上、説明とします。よろしくお願いたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第52号についてご質疑ございませんか。見ておいてくださいよ。

片岡委員、大丈夫ですか。

木下委員。

○木下順一委員 もうちょっと説明してほしいんですけども、今図面で説明されていましたがA図面とかB図面とか、丸印があつて、矢印がこうありますやんか。例えばA図面やったら丸があつて、線が引いておいてありますやんか。これが新しく道路になるということによろしいですか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○中山建設課長 A図面の場合、杉ヶ瀬北山線支線1号は新規の認定路線ですので、起点が丸で、終点が矢印の先ということになります。変更路線になりますと、D図面とE図面を見ていただきたいんですが、D図面のほうは既存の寺街道線で丸が起点で、矢印の先が終点、これがE図面に変更になりまして、丸の起点は同じところですが、終点が、矢印の先が図面上、倍ほどのびておるといふ、こういう形になります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 よろしいです。わかりました。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で、付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第37号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第38号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第39号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第40号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第42号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第46号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第47号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第52号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前11時01分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成31年3月12日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹